Corporate card

UC コーポレートカード

カード使用者届〈会社主債務(従業員口座決済型)用〉

＊「個人情報の取扱い(収集・保有・利用、提供)に関する同意条項」はお手元に大切に保管してください。

個人情報の取扱い(収集・保有・利用、提供)に関する同意条項

カード使用者として申込みをされた方(以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。)は、本同意条項および今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1) カード使用者は、今回のお申込みを含むユーシーカード株式会社(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称します。)の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先等の事項

②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報

③カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)

④オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報。

⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報

⑥会員が当社に届出た電話番号および住所の有効性に関する情報

(2) 当社が各取引に関する管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) カード使用者は、当社に対して、自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

(2) 万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第3条(個人情報の公的機関等への提供)

カード使用者は、各種法令の規定により提出を求められた場合、またはこれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、当社が公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第4条(本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合および本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。

第5条(カード使用者情報の提供・利用)

カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第1条(1)①および②の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供し、法人会員が業務上の目的で使用することを同意します。

第6条(合意管轄裁判所)

カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地、当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第7条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者(リスク管理部担当役員)を設置しております。

【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はUCカードデスクにご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
●個人情報の開示・訂正・削除(第2条)、その他当社が保有する個人情報についておよび・その他本規約全般について	UCカードデスク	東京都港区台場2−3−2 台場フロンティアビル 0120-999-762 URL　https://www.uccard.co.jp 関東財務局長(7)第01404号

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074　東京都港区高輪3-19-15　　TEL：03-5739-3861

2025年6月現在

お申し込みにあたってのご注意

●審査により、ご希望に添えない場合もございます。なお、ご提出いただいた書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。
●カード発行手続きに際し、お勤め先またはご自宅へ連絡させていただく場合がございますのでご了承ください。

入会申込者控

【「UCコーポレートカード使用者届（会社主債務（従業員口座決済型）用）」のご提出方法】

ご記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、カード会社へご送付願います

送付先

ユーシーカード株式会社

（ご記入例）　**すべての項目にもれなくご記入ください。不備・未記入があった場合は、ご返却させていただくことがあります。**

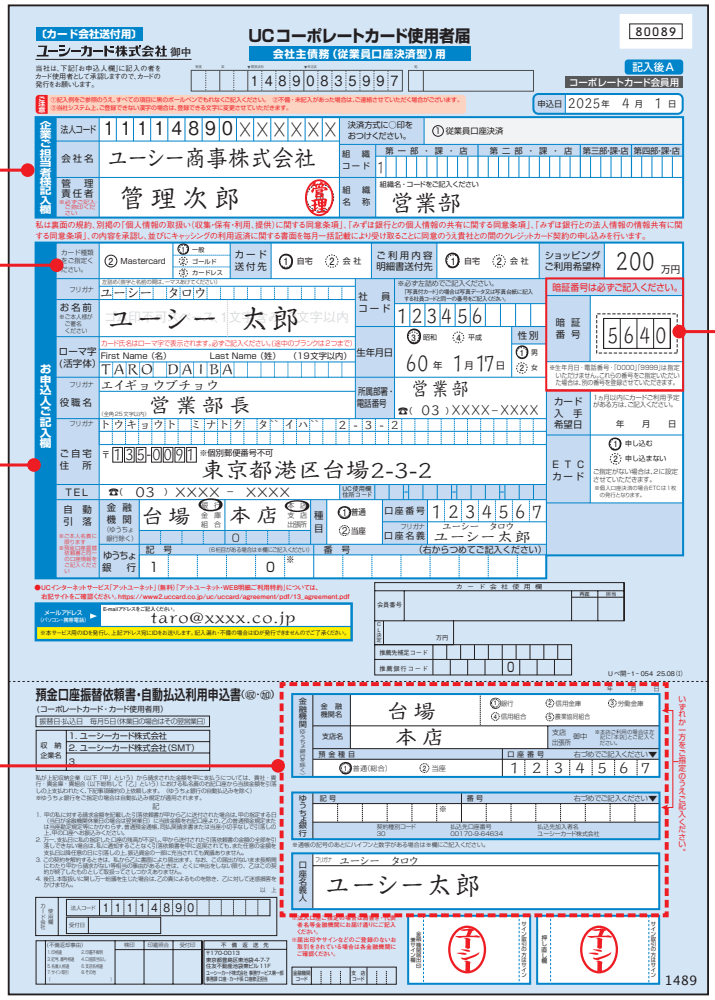
「企業ご担当者様記入欄」はすべてご記入ください。

ご指定がない場合は当社にて設定させていただきます。

「お申込人ご記入欄」はすべてご記入ください。
（選択欄はいずれかを必ずお選びください。）

ご本人名義の口座をご指定ください。
訂正の場合、金融機関届出印が必須となります。

暗証番号をご記入後、シールをご利用ください。訂正する場合は、訂正印をお願いします。



【ETCカードをお申し込みの場合】

「UC ETCカード特約」を下記URL及びQRコードからご確認のうえ、お申し込みください。

URL　https://www2.uccard.co.jp/uc/uccard/agreement/pdf/09_2_agreement.pdf

QR

80089

【カード会社送付用】

UCコーポレートカード使用者届

会社主債務（従業員口座決済型）用

ユーシーカード株式会社 御中

当社は、下記「お申込人欄」に記入の者をカード使用者として承諾しますので、カードの発行をお願いします。

制度 区 ▼開始会社 1 4 8 9 0 ▼申込店 8 3 5 9 7 処

記入後A

コーポレートカード会員用

ご注意 ①記入例をご参照のうえ、すべての項目に黒のボールペンでもれなくご記入ください。 ②不備・未記入があった場合は、ご連絡させていただく場合がございます。 ③当社システム上、ご登録できない漢字の場合は、登録できる文字に変更させていただきます。

申込日 年 月 日

企業ご担当者様記入欄

法人コード	1 1 1 1 4 8 9 0	決済方式に○印をおつけください。	①従業員口座決済
会社名		組織コード	第一部・課・店 / 第二部・課・店 / 第三部・課・店 / 第四部・課・店
管理責任者 ※必ずご記入・ご捺印ください	印	組織名称	組織名・コードをご記入ください

私は裏面の規約、別掲の「個人情報の取扱い（収集・保有・利用、提供）に関する同意条項」、「みずほ銀行との個人情報の共有に関する同意条項」、「みずほ銀行との法人情報の情報共有に関する同意条項」、の内容を承認し、並びにキャッシングの利用返済に関する書面を毎月一括記載により受け取ることに同意のうえ貴社との間のクレジットカード契約の申し込みを行います。

お申込人ご記入欄

カード種類をご指定ください。	②Mastercard	①一般 ②ゴールド ③カードレス	カード送付先 ①自宅 ②会社
ご利用内容明細書送付先	①自宅 ②会社	ショッピングご利用希望枠	万円

フリガナ	左詰め（苗字と名前の間は、一マスあけてください）	社員コード	※必ず左詰めでご記入ください。「写真付カード」の場合は写真データ又は写真台紙に記入する社員コードと同一の番号をご記入ください。
お名前 ※ご本人様がご署名ください	ゴム印不可スペース、1文字含み10文字以内	生年月日	③昭和 ④平成 年 月 日
ローマ字（活字体）	カード氏名はローマ字で表示されます。必ずご記入ください。（途中のブランクは2つまで） First Name（名） Last Name（姓） （19文字以内）	性別	①男 ②女
フリガナ / 役職名	（全角25文字以内）	所属部署・電話番号	☎（ ） －
フリガナ / ご自宅住所	〒 □□□-□□□□ ※個別郵便番号不可		
TEL	☎（ ） －	UC使用欄 住所コード	

暗証番号は必ずご記入ください。

暗証番号 □□□□

※生年月日・電話番号・「0000」「9999」は指定いただけません。これらの番号をご指定いただいた場合は、別の番号を登録させていただきます。

カード入手希望日	1ヵ月以内にカードご利用予定がある方は、ご記入ください。 年 月 日
ETCカード	①申し込む ②申し込まない ご指定がない場合は、2に設定させていただきます。 ※個人口座決済の場合ETCは1枚の発行となります。

自動引落

※ご本人名義に限ります
※預金口座振替依頼書と同一の口座情報をご記入ください

金融機関（ゆうちょ銀行除く）	銀行 金庫 組合 / 本店 支店 出張所 / 0	種目	①普通 ②当座
口座番号		フリガナ 口座名義	
ゆうちょ銀行	記号 1 0 ※（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	番号	（右からつめてご記入ください）

●UCインターネットサービス「アットユーネット」（無料）「アットユーネット・WEB明細ご利用特約」については、右記サイトをご確認ください。https://www2.uccard.co.jp/uc/uccard/agreement/pdf/13_agreement.pdf

メールアドレス（パソコン・携帯電話） E-mailアドレスをご記入ください。

※本サービス用のIDを発行し、上記アドレス宛にIDをお送りします。記入漏れ・不備の場合はIDが発行できませんのでご了承ください。

カード会社使用欄

会員番号		再鑑	担当
CL決定	万円		
推薦先補足コード			
推薦銀行コード	0		

Uペ開-1-054 25.08(I)

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

（コーポレートカード・カード使用者用）

振替日・払込日 毎月5日（休業日の場合はその翌営業日）

収納企業名	1. ユーシーカード株式会社 2. ユーシーカード株式会社（SMT） 3.

私が上記収納企業（以下「甲」という）から請求された金額を甲に支払うについては、貴社・貴行・貴金庫・貴組合（以下総称して「乙」という）における私名義の右記口座から当該金額を引落しの上支払われたく、下記事項確約の上依頼します。（ゆうちょ銀行の自動払込みを除く）

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

記

1. 甲の私に対する請求金額を記載した引落依頼書が甲から乙に送付された場合は、甲の指定する日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に当該金額を右記口座より、乙の普通預金規定または当座勘定規定等にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書または当座小切手なしで引落しの上、甲の口座へお振込みください。
2. 万一、支払日に私の指定した口座の残高が不足し、甲から送付された引落依頼書の金額の全部を引落しできない場合は、私に通知することなく引落依頼書を甲に返戻されても、また任意の金額を支払日以降任意の日に引落しの上、振込資金の一部に充当されても異議ありません。
3. この契約を解約するときは、私から乙に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、乙はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. 後日、本取扱いに関し万一紛議を生じた場合は、乙の責によるものを除き、乙に対して迷惑損害をかけません。

以 上

カード会社使用欄	法人コード	1 1 1 1 4 8 9 0
	受付日	

（不備返却事由）	検印	印鑑照合	受付印
1.印相違 2.印鑑不鮮明 3.記号、番号相違 4.口座該当なし 5.名義人相違 6.支店名相違 7.サイン取引 8.その他 ()			

不備返送先
〒170-0013
東京都豊島区東池袋4-7-7
住友不動産池袋東ビル11F
ユーシーカード株式会社 事務サービス第一部
事務課 口座・カード係 口座修正担当

年 月 日

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）

金融機関名		①銀行 ②信用金庫 ③労働金庫 ④信用組合 ⑤農業協同組合	
支店名		支店 出張所 御中	※本店ご利用の場合は左記に「本店」とご記入ください。
預金種目	①普通（総合） ②当座	口座番号	右づめでご記入ください▼

いずれか一方をご指定のうえご記入ください。

ゆうちょ銀行

記号	※	番号	右づめでご記入ください▼
契約種別コード 30	払込先口座番号 00170-9-64634	払込先加入者名 ユーシーカード株式会社	

※通帳の記号のあとにハイフンと数字がある場合は※欄にご記入ください。

口座名義人

フリガナ

※法人口座ご指定の場合は肩書き・代表者名等金融機関にお届け通りにご記入ください。

※届出印やサインなどのご登録のない取引をされている場合は各金融機関にご確認ください。

金融機関コード 支店コード

金融機関届出印兼サイン欄 サイン取引の方はサイン

押し直し欄 サイン取引の方はサイン

1489

UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)

本規約には、カードに関する重要な内容が記載されております。 必ずお読みいただいたうえで、大切に保管してください。

<<一般条項>>

第1条(法人会員)
ユーシーカード株式会社(以下「当社」と称します。)に対しUCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用を希望し入会申込みをいただき、当社がカード利用を承認した法人または団体(以下「法人」と総称します。)をUCコーポレート会員(以下「法人会員」と称します。)とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

第2条(カード利用単位(組織)、管理責任者及びカード使用者)
1.法人は入会にあたり、カードの利用単位(組織)(以下「カード利用単位と称します。)及びカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者」と称します。)を指定するものとします。但し、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。 2.管理責任者は、法人会員に代わって カードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。)を特定の方法により届け出るものとします。但し、カード使用者はカード利用単位に所属する役職員で、当社が本人確認の手続のうえ、カード使用者となることをお断りした場合、または、法人会員は当社との連絡のため、法人の連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び都便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は法人の連絡担当者に行うことによって法人会員に行ったものとみなします。

第3条(カードの使途及び法人会員の責任)
カードの利用目的は、事業性のものに限るものとし、法人会員は、カード使用者のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の責任を負担します。

第4条(カードの発行と管理)
1.カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。 カードと本規約は無償貸与であり、カード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法によります。 3.カードは、カード使用者以外の第三者に利用させてはならないものとします。 4.カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者はカード及びカード情報を善良な管理者の注意をもって使用管理していただきます。 また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等または法人会員の責任において、格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。 4.カード及びカード情報は、カード表面に氏名が印字され、所定の署名欄に自署したカードの第三者へのみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどのカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させた り、提供したりすることも一切できません。第22条第5項に定める場合等においるカード情報の預託は、法人会員またはカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。 5.法人会員またはカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させまたはカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認定する場合には、この限りではありません。 6.カードの有効期限は当社が指定する日までとします。 7.カードの有効期限が到来する場合、当社は5引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めた場合は、管理責任者が予め指定した送付先に新しいカードをお届けを送付します。 8.有効期限内におけるカード利用等にあるお支払いについては、有効期限経過後においえども本規約の効力が維持されるものとします。 8.法人会員及びカード使用者は、当社またはお届け連絡会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承諾いただきます。

第5条(カードの年会費)
1.法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。 2.年会費の支払日、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。 3.すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

第6条(暗証番号)
1.当社は法人またはカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 (イ)当社が単独している番号のお申し出があった場合。 2.法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 3.法人会員またはカード使用者が、第三者に暗証番号を知らせ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

第7条(カード利用可能枠)
1.当社は、当社所定の方法により、カード総利用可能枠を設定のうえ法人会員に通知します。また、個々のカード利用可能枠は法人会員及びカード使用者を届出る際に所定の方法で申し出た範囲内とし第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。但し、個々のカード利用可能枠が法人会員のカード総利用可能枠の範囲内であっても、カード使用者ごとに当社が定めた利用可能枠を超えない範囲でカードをご利用することができます。なお、ショッピングサービスの利用には海外での商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。 2.カード1回あたりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」と称します。)では当社が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称します。)ではマスターカード・アジアパシフィック・PTEリミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下両者を「国際提携組織」と総称します。)が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。 3.カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。 4.カード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第30条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、カード利用代金の全部またはその一部をお支払いただくことがあります。

第8条(代金決済)
1.第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。 2.カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピングサービスにおける